

令和2年大気汚染防止法の改正

— 解体等工事における石綿飛散防止対策の強化 —

環境省 水・大気環境局大気環境課長 長坂 雄一

1. 改正の背景

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）においては、平成元年に、石綿を人の健康被害を生ずるおそれのある粉じん（特定粉じん）として位置付け、石綿使用製品の製造工場について、設置の届出、敷地境界基準の遵守等の規制が導入された。建築物等（建築物および工作物をいう。以下同じ。）の解体等工事（解体、改造または補修作業を伴う建設工事をいう。以下同じ。）に対しては、阪神・淡路大震災により倒壊した建築物の解体等工事による石綿飛散を発端とし、平成8年の法改正により、吹付け石綿（いわゆるレベル1建材）（写真-1）が使用された一定規模以上の建築物の解体等工事について作業実施の届出、作業基準の遵守等の規制が導入された。その後、平成17年の政令改正での石綿含有断熱材、保温材および耐火被覆材（いわゆるレベ

ル2建材）（写真-2）の規制対象への追加並びに工事の規模要件の撤廃、平成18年の法改正での工作物の規制対象への追加によって規制対象が拡大された。また、平成25年の法改正では、石綿含有建材の使用状況についての解体等工事の事前の調査（以下「事前調査」という。）の義務付け、届出義務者の元請業者から発注者への変更等の飛散防止対策の強化が行われた。

平成25年の改正から5年が経過し、今般、施行状況を検討したところ、事前調査における石綿含有建材の見落としや、これまでは規制対象ではなかった石綿含有成形板等（いわゆるレベル3建材）（写真-3、4）についても、不適切な除去を行えば石綿が飛散することが明らかになった。また、今後、令和10年頃をピークに石綿含有建材が使用された可能性のある建築物の解体工事が増加する見込みであり、こうした課題に対応し、解体等

工事の際の石綿飛散防止対策を速やかに強化する必要がある。

そのため、平成30年8月に環境大臣から中央環境審議会に諮問を行い、大気・騒音振動部に設置した「石綿飛散防止小委員会」において議論を重ねた結果、「今後の石綿飛散防止の在り方について（答申）」（令和2年1月中央環境審議会）が取りまとめられた。この答申を踏まえた大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）が、令和2年5月29日第201回国会において成立し、同年6月5日に公布されたところである。

2. 主な改正事項

改正後の大気汚染防止法（以下「改正法」という。）では、図-1のとおり、石綿含有成形板等を含めた全ての石綿含有建材を規制対象とするための規定の整備が行われるとともに、事前調査から作業後までの一連の規制が強化された。以



写真-1 吹付け石綿（レベル1）



写真-2 石綿含有保温材（レベル2）

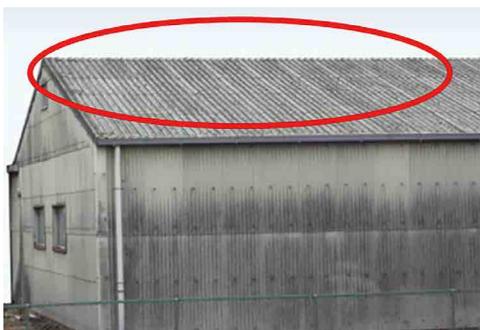
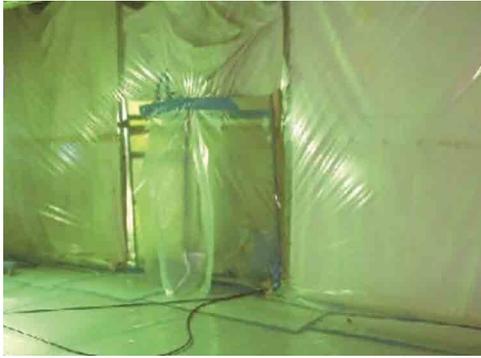


写真-3 石綿含有スレート波板（レベル3）



写真-4 石綿含有ビニル床シート（レベル3）



写真一 5 隔離措置の様子



写真一 6 吹付け石綿の除去作業の様子

石綿等の除去等の作業を行う際に、隔離や集じん・排気装置の使用といった飛散防止措置を義務付け、当該義務に違反した者に対して罰則（直接罰）を設けることにより、特に多量の石綿を飛散させるおそれ大きい違反行為の防止を徹底することとした。また、事前調査結果の報告によって、都道府県等が幅広くかつ速やかに建築物等の解体等工事を把握できるようになるため、行政命令もより積極的に行うことが可能となると考えている。直接罰と間接罰のどちらも活用することによって、飛散防止措置をしっかりと担保していくことが重要である。

4点目は、発注者への作業結果の報告の義務付け等による不適切な除去等の作業の防止である。現行法では、作業後の確認に係る措置は明確には規定されておらず、また、施工状況の検討の結果、作業終了後に石綿含有建材の取り残しがあった事例が確認された。これを踏まえ、改正法において、元請業者に対し、石綿含有建材の取り残しがないことなど作業完了を「完了確認を適切に行うために必要な知識を有する者（事前調査の実施者またはその現場の石綿作業主任者）」に確認させた上で、当該確認の結果も含め、作業結果を発注者に報告することを義務付けることとした。また、都道府県等が作業結果を確認できるよう、元請業者に対し、作業に関する記録の作成・保存も義務付けることとした。これにより、発注者や都道府県等が作業結果を把握し、適切な措置を講ずることができるようになると考えている。

その他、改正法においては、災害時に備え、平時からの建築物等の所有者等による建築物等への石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しする国および地方公共団体の責務の新設、立入検査対象の拡大等の措置を講じたところである。

3. 施行に向けた取組

改正法の施行は、公布の日（令和2年6月5日）から1年を超えない範囲内において政令で定める日としており、改正法の大部分については令和3年4月1日となっている。ただし、事前調査結果の報告に関する規定については、電子システムの整備に要する時間に鑑み、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日としており、これについては令和4年4月1日としている。現在、改正法の施行の準備を速やかに進めているところである。

まず、政省令等の改正をはじめとした、改正法に係る技術的事項の検討である。令和2年3月および7月に「石綿飛散防止に係る技術的事項検討会」を開催し、専門家を交えて議論していただいた。その議論の結果を踏まえ、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）の改正をはじめとした関係法令の整備を行った。

また、改正後の制度の遵守を促進するため、各種マニュアルの整備を行う。専門家から構成される検討会を令和2年9月から3回程度開催・議論していただき、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を令和2年度中に改定し、新設する義務の具体的内容・履行の手順等について、都道府県等や業界団体と連携しつつ、説明会の開催等により周知徹底していく。都道府県等に対しては、立入検査等の手引きの作成や技術講習会の開催により、的確な規制の運用を支援していきたいと考えている。

さらに、災害時に備えた建築物等への石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しする国および地方公共団体の責務の新設を踏まえ、建築物等における石綿含有建材の使用状況に関するデータベース作成等のモデル事業を令和2年度は2自治

体を対象に実施しており、その成果を踏まえ、災害時における石綿飛散防止に係るマニュアルも改定予定である。これにより、地方公共団体における石綿含有建材の使用状況に係る情報の蓄積や災害時の適切な応急措置の実施を促進していく。

加えて、事前調査を行う一定の知見を有する者について、円滑に活用できるよう、今後3年程度で30～40万人の育成を目指す。一定の知見を有する者による事前調査の義務付けの適用は、現時点では公布の3年程度後の令和5年10月1日を予定しており、厚生労働省および国土交通省と連携し、広く講習の機会を設けること、一戸建て住宅等に特化した講習を行うこと等により育成を促進していく。また、事前調査結果の報告に係る電子システムについても、事業者や都道府県等の負担を軽減するために不可欠であり、施行当初から活用できるよう整備を進める。

石綿は、数十年の潜伏期間を経て中皮腫や肺がんといった重篤な疾病を生じさせることが知られており、今後、石綿含有建材が使用された可能性のある建築物の解体工事の増加が見込まれる中、全ての建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底することは極めて重要であると言える。以上のような取組を通じて実効性のある仕組みづくりを行い、改正法の円滑な施行に努めてまいらる所存である。